

防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内に事業所を有する中小企業の従業員について、退職金共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に基づいて勤労者退職金共済機構が実施する一般の中小企業退職金共済制度及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条に基づいて特定退職金共済団体である防府商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した中小企業者（以下「共済契約者」という。）に対して、その共済掛金（以下「掛金」という。）の一部を補助することにより、共済制度の加入促進を図り、もって中小企業の振興発展と中小企業の従業員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この要綱に基づき中小企業退職金共済掛金補助金（以下「補助金」という。）を申請することができる者（以下「申請者」という。）は次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 市税等を完納した者であること。
- (2) 市内において事務所を有し、引き続き1年以上同一事業所を営む者であること。
- (3) 同居の親族のみを雇用する事業所を営む者でないこと。

(補助金の交付対象)

第3条 市は、第1条の目的を達するため、共済契約者が新たに契約を締結した日の属する月から1年間、掛金を納付した共済契約者に対し、法第2条第7項に規定する被共済者1人につき月額500円を予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者は、1月1日から12月31日までの補助金について翌年2月中旬までに、防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）及び月別・個人別掛金内訳書（第2号様式）に掛金納付領収書等の写しを添えて、

市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を当該申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による、補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定額)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に対し補助金を交付する。

(調査)

第8条 市長は、申請者に対して必要な書類を提出させ、又は関係職員に補助に関する帳簿、書類等を調査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、共済契約者が詐欺その他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対して期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第4条中「1月1日から」とあるのは、平成4年に限り「4月1日から」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長 様

所在地

事業所名

代表者名

防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱第4条の規定により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

ただし、 年 月分から同年 月分まで

区分	掛金納付額	補助金申請額
新規	人× ヶ月× 円	人 円

※添付書類 1月別・個人別掛金内訳書

同 意 書

市税等納入状況を必要な場合に調査されることに同意します。

防府市長 様

所在地

事業所名

代表者名

第2号様式

月別・個人別掛金内訳書

事業所名

代表者名

月別掛金額 No.	氏名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	補助申請額	備考
1														ヵ月		
2														ヵ月		
3														ヵ月		
4														ヵ月		
5														ヵ月		
6														ヵ月		
7														ヵ月		
8														ヵ月		
9														ヵ月		
10														ヵ月		
合計														ヵ月		

(注) 事業所の従業員全員加入が原則です。中途採用・退職者は、事業所加入より1年間のうち該当月が対象となります。

防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書

防商指令第 号
年(年) 月 日

事業所名

代表者名 様

防府市長

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

防府市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書

年(年) 月 日

(あて先) 防府市長 様

所在地

事業所名

代表者名

年 月 日付け指令防商第 号で決定通知のあった補助金
について、防府市中小企業退職金共済掛金交付要綱第6条の規定により下記の
とおり請求します。

記

補助金交付決定額 金 円

【振込先】

金融機関 名	銀行 支店 金庫 支所					
口座種別	1 : 普通		2 : 当座			
口座番号						
(フリガナ) 口座名義						